

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成29年7月18日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	市川太志	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	本間明日香	（千葉地方裁判所刑事第5部判事）
裁判官	米満祥人	（千葉地方裁判所刑事第5部判事補）
検察官	村澤文子	（千葉地方検察庁検事）
検察官	多田賢一	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	島田亮	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	松田浩一	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1番	男
裁判員経験者	3番	男
補充裁判員経験者	4番	男
裁判員経験者	5番	男
裁判員経験者	7番	男
裁判員経験者	8番	男

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

本日はお暑い中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

今回の裁判員経験者と法曹三者の意見交換会のテーマは「審理の分かりやすさ」ということでございます。裁判員、補充裁判員として経験されて、こういう点がちょっと分かりにくかったなどというところがあるかと思えます。そういうところを忌憚なく御意見を言っていただくことによって、今後の裁判員裁判がよりよいものになっていくと確信しております。

本日のテーマは、「審理の分かりやすさ」ということでございますけれども、順番を追って、まず冒頭陳述について内容がよく理解できたかどうか、ここをもう少しこうすればよかったのではないかというような御意見をお伺いし、その後、証拠調べについて同じように御意見をお伺いし、その後、論告、弁論についての御意見をお伺いします。

そして、その後、裁判官の説明などで分かりにくかった点などがあれば、それをお伝えいただくということをお願いし、最後に裁判員、補充裁判員を経験された負担感とか達成感、あるいはこれから裁判員や補充裁判員となられる方へお伝えされたいこととお話しいただくという順番で行いたいと思っております。

では、担当された事件の感想についてお伺いしますが、その前に、まず裁判所、検察官、弁護人の自己紹介をさせていただきます。

私は千葉地方裁判所刑事5部の部総活をしております市川太志と申します。本日はよろしく願いいたします。

千葉地方裁判所に来て1年と半年を過ぎるくらい勤務しております。千葉に来て、とにかく裁判員裁判の数が非常に多いなという印象でございました。なかなかまだ慣れていないところもございますけれども、裁判員の皆さんと事件を一緒にやることによって、なるほど、こういう視点があるのかということは何回も実感させられたこともございまして、やはり裁判員裁判は裁判官にとって非常に勉強になる制度

だなどという率直な印象を持っております。本日はよろしく願いいたします。

【本間裁判官】

同じく千葉地裁刑事第5部に所属しております裁判官の本間明日香と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は補充裁判員あるいは裁判員を経験された方と意見交換させていただけるということで、楽しみにやってきました。今日は残念ながら同じ合議体で組ませていただいた裁判員の方はいらっしゃらないのですけれども、別の裁判体の一員として評議に関わられた方の意見というのもまた参考になることかなと思っておりますので、いろいろ御意見を聞かせていただければなと思っております。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【米裁判官】

千葉地裁刑事第5部の裁判官の米満祥人と申します。本日はよろしく願いいたします。

私は裁判官になって3年目になるのですけれども、まだ一人で裁判をすることができなくて、裁判官3人でやる合議事件を主に担当しています。その合議事件の大半が裁判員裁判ということになりまして、必然的に私の職務は裁判員裁判を中心としたものということになっておりますので、皆様が参加していただいて分かりやすいような、皆様にいろいろな御意見をいただけるように日々、工夫して裁判員裁判を行っているというところがあります。裁判員裁判が終わった後は法曹三者で反省会というものをやって、よりよい審理ができるようにということもやっています。

毎年、意見交換会をやっているのですけれども、実際に裁判員、補充裁判員を経験された方の率直な御意見というのは非常に参考になっていて、日々の業務の中でも非常に役に立っているところがありますので、本日も皆様の率直な御意見を多く聞かせていただければ幸いに存じます。

どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

それでは検察官，お願いします。

【村澤検察官】

千葉地方検察庁の公判部で検事をしております村澤文子と申します。よろしくお願ひいたします。

検察庁ではその地方の規模に応じまして，捜査だけを担当する部署と裁判だけを担当する部署と分かれているところ，捜査も裁判も同じ検事が担当するところというのがありまして，千葉地検では捜査を担当する検事と裁判を担当する検事というのが分かれています。私が所属しております公判部というところは主に裁判を担当するということになっております。私の現在担当している事件は，ほぼ裁判員裁判です。平成29年4月に千葉地検に異動してまいりまして，まだ3か月ちょっとというところでございます。ですので，これから裁判員裁判を担当していくに当たり，皆さんの御意見を参考にさせていただけたらと思いますので，よろしくお願ひいたします。

【多田検察官】

私も千葉地方検察庁公判部で検察官をしております多田と申します。よろしくお願ひいたします。

私も千葉に来たのはこの4月からですが，前任庁は，裁判も捜査も同じ検事がやっていました。地域によって違うところも様々ありますので，特に御担当いただいた事件でどのような点が分かりやすかったか，あるいは分かりづらかったかという点をお伺いしまして，分かりやすい審理や立証というのを更に学んでいきたいと思ひますので，本日はよろしくお願ひいたします。

【司会者】

では，続けて千葉県弁護士会の弁護士の方，よろしくお願ひします。

【島田弁護士】

弁護士の島田です。松戸で弁護士をやっております。

弁護士は裁判所と違って，個別の事件で裁判員と直接接触をすることができませ

るので、こういう機会にいろいろな御意見，裁判員の方がどういうことを思っているのかといったことをお聞かせいただいて，我々の方から弁護士会にそれをフィードバックして，弁護士会としても今後のよりよい弁護活動に生かしていければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【松田弁護士】

同じく千葉県弁護士会の松田と申します。千葉市内で弁護士をしております。千葉県弁護士会では刑事弁護センターという刑事事件の関係の委員会に所属しております。

本日は島田弁護士と同様，裁判員を経験された方の御意見を聞くという貴重な機会を今後の弁護活動に役立てられればと思っておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは，今度は裁判員，補充裁判員の皆様に御自身が担当された事件についての全体的な感想をお話しいただければと思います。

では，1番の方からよろしくお願いいたします。

【1番】

私が担当させていただいたのは殺人未遂事件でしたが，証人や被害者が若い人だったので，見るからに痛々しい感じがしました。

私はもう退職して時間自体はたくさんありますので，最高裁から裁判員の名簿に載りましたという通知をいただいたとき，東京地裁の公判をどうやって見るのかという紹介のような形の本がありましたので，それを読んで東京地裁に傍聴に行きました。そのときは裁判員裁判をやっていなかったのですけれども，普通の大麻不法所持，それと交通事故の二つの裁判を見ました。

実際に千葉地裁で裁判員に選任されて裁判員席に座って被告人を目の前にしますと，こういう人がそういう事件を起こしたのかと，ちょっと信じられないようなシ

ショックを受けまして、冒頭陳述のときは話が耳に入りませんでした。そういうことから考えますと、裁判員は非常に緊張状態にあるので、検察官の方も弁護人の方も冒頭陳述をやる方は、どこがポイントなのかというのを指摘してくれないと、聞いている方は聞き取りすることができないという感じをすごく抱きました。

それから、評議のときは裁判長から非常に詳しく量刑グラフなどを利用して、責任非難の程度や被告人の更生の可能性について、深く突っ込んで教えていただいて、非常に参考になりました。

【3番】

私が担当したのは飲酒運転の死亡事故の件であります。

事件そのものに争いはなくて、被告人が酒に酔ってどこまで正常な判断ができるか、いわゆる責任能力とかが問題になった事案だったので、一般人の裁判員は、飲んでやったものはみんな一緒に、精神鑑定しようが何をしようが、判断能力と言われても、どこまでが減刑になっていくとか、どこ以上は検察官が言われた刑にしなければいけないという判断基準が難しかったです。

【司会者】

同じ酒は飲んでいても、この程度の酔いの程度であれば判断能力があったのではないかと、ここから先が判断能力がなかったのではないかと、そのあたりの判断がなかなか難しいところだったということですね。ありがとうございました。

それでは4番の方、お願いします。

【4番】

私の担当した事件というのは、被告人二人が覚せい剤を日本に持ち込んで、その認識があったかどうかという裁判だったのですが、リーダー格の被告人の量刑はすぐに決まりましたが、もう一人は下っ端で使われていただけだったので、量刑を決めるのに結構もめました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

では5番の方、お願いします。

【5番】

私が担当させていただいた事案も覚せい剤取締法違反と関税法違反で、スーツケースに覚せい剤を入れたのを見つかって成田空港で捕まっています。

裁判を進めていきますと、もともとこの被告人は普通に仕事をしていたのですが、リーマンショックとかそういった影響で失業して、家族と一緒に暮らしていた家のローンを払えなくなるとかいろいろありまして、その方はお金に困ったので、そういった運び屋の仕事があるよという話を知人からは聞いて、転職の話もうまく進まず、運び屋になることを決意したということでした。

裁判の間でも反省している姿は見受けられたので、それらの点を考慮して量刑について他の裁判員の方と評議をしました。

【司会者】

ありがとうございました。

今回参加されている裁判員、補充裁判員の方の中で外国人が被告人になったというのは5番の方だけだったのですけれども、日本人を担当されたことも当然ないのでイメージがちょっとつきにくいかもしれませんが、外国人の審理でこういうところは日本人にはない大変さがあったとか、御苦労された点とかはございましたか。

【5番】

通訳の方がいらっしゃったので、裁判長の方または裁判官の方の質問等は通訳を通してわかりやすく審理は進んでいましたね。特に外国の方だからといって困ったとかはなかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは7番の方、お願いします。

【7番】

私が担当させていただきましたのは、強姦致傷等の事件です。

後で負担感というところでもコメントさせていただければと思うのですが、まずは、本当にこんなことが現実の世界で起こっているのかということをもっと知って、当初は非常に憤りを感じました。被害者の方はもう二度と刑務所から出てきてほしくないというコメントをされている一方で、被告人は一部の事件については事実関係そのものを争うという状況でしたので、できるだけこれは真っさらな目で見なければいけないなと感じました。いろいろな方がいろいろな話をされますけれども、一体どれが真実なのだろうというところを極力冷静に判断をしなければいけないので、何が分からなくて何を聞かなければいけなくて何が一番合理的なののかということを考えてところに非常に苦労しました。また一方で、初日などはみんな非常に緊張していてかちこちになっていまして、一体何をここで発言したらいいのだろうか、どんなことだったら聞いていいのだろうかというような様子だったので、裁判官の方々が視線を我々に合わせてくださって、ちょっとした言葉とかをうまく引き出していただいたなと感じましたので、裁判員全員が思ったことはその場で言うというような環境はできていたように思います。

【司会者】

どうもありがとうございます。

では8番の方、お願いします。

【8番】

私は、7番の方と同じ事件を担当しました。

感想ですけれども、他の裁判員の方と意見が違ったときにどうなのかというところが最初不安だったので、裁判長をはじめ皆さんがざくばらんに話しましょうというような雰囲気を作ってくださいましたし、証人に対して質問も幾つかさせていただいたのですが、我々でもできるのだと実感し、最初に思っていた不安はなくなりました。

非常に勉強になりましたし、今までの裁判員制度の認識違いが解消されたので、

やってすごくよかったと思います。

【司会者】

どうもありがとうございます。

一通り皆様に御担当された事件を中心に全体的な感想をお聞きいたしましたが、今度はテーマに従って冒頭陳述からお話をお伺いできればと思います。

冒頭陳述は最初に検察官，その後に弁護人の順番で行われております。先ほど1番の方もおっしゃられていましたけれども，冒頭陳述の内容がよく理解できたのかどうか，またこの事件の争点が一体どこなのかというのが冒頭陳述を聞いて頭にすっと入ったかどうか。簡単過ぎたり，あるいは難し過ぎたりということがなかったかどうか。そのあたりも踏まえて冒頭陳述について，何でも結構ですので御感想があればお話しただければと思います。

【1番】

冒頭陳述のときに，検察官と弁護人からA4サイズの紙を配られましたが，それぞれのフォーマットがあまりにも違い過ぎるというか，比べた場合に片方がちょっとやる気がないのではないかと思いました。言葉はあれですけども，そのぐらい程度の差があったので，この様式を決めた方がいいのではないのかなと感じました。

【司会者】

様式とかが全然違うということですけども，例えば具体例を挙げていただくと，こちらはこういう点でよかったけれども，こちらはこういう点がちょっとというのは何かありますか。

【1番】

片方は文章で二，三行だらだらと書いてあるだけで，もう片方の方はびしっと表になっていてきれいにまとめてあって，やはり見る方としてはポイントがまとめてある方が，言わんとするところ，熱があるなと感じます。

フォーマットを決めてここにこういう点を書くのだというようなことが決まっていた方が，見る方としては被告人に対して公平なのかなという感じがしました。

【司会者】

恐らくきちんとなっていたのは多分検察官の方で、二、三行というのは多分弁護人の方だとは思うのですね。

検察官は冒頭陳述で今回の事件はこういうストーリーですよというのを示して、事件全体の流れというのを裁判をする者にお伝えし、その中で争点は何で、この争点を立証するためにはこれからこういう証拠調べをやっていきますよというものを形にするので、割と冒頭陳述はそういう表になっていたり見やすかったりするのではないかと思うのです。

他方で弁護人の立場というのは、検察官が立証責任を負っていて、それを崩しさえすればいいということなのです。弁護人の冒頭陳述がストーリー形式のアナザーストーリーといって検察官のストーリーとは違うストーリーを弁護人も考えているですよというときは、検察官のような冒頭陳述になるのかもしれないのですが、そうでないようなときは、検察官が言っているところを合理的な疑いを入れさせればいいので、若干検察官の冒頭陳述と比べると異質のものといえますか、数行のものになったりすることもあるかもしれません。

ただ、弁護人にとっても、弁護人としてはこの争点についてはこういうふうを考えていて、それをこういう証拠で今後立証していくので、このポイントを立証で見えてくださいねということを裁判員の方にアピールしなければいけないのです。

弁護人の冒頭陳述を見て、なるほど、弁護人はここを中心にこういう証拠で立証してくるのだな、ではそこを楽しみに見ておこうという気を起こさせないといけないと思うのですけれども、そういう気持ちというのはあまり起きなかったですか。

【1番】

そうですね。そのとおりです。

【司会者】

ありがとうございました。

7番の方、お願いします。

【7番】

冒頭陳述のところの事前の裁判官の方からの説明が大学の講義などよりよっぽど分かりやすく、助かりました。検察官の方の資料での御説明のところは何が言いたいのか、何を立証したいのかというところがはっきりしていましたが、弁護人の方につきましては、ここに合理的な疑いを生じますよねというようなポイントをもうちよっとはっきりしてほしかったです。レジュメのような箇条書きでぼんと書いてあっても、それだけではなかなか伝わらず、口頭の補足も不足していたと思います。

正直、何を考えてこれから何を立証していこう、あるいは崩していこうとされているのかというのが、常に我々はもやもやとしていて、その状況が証拠調べのところでもしばらく続きましたので、逆にこちらがちょっと不安になって、ここを聞かなくてもいいのなどということまで質問をさせていただいたというようなことが出てきたのです。あるいは質問しなければというようなところに行き着くまでにも大分溝があった印象を抱いてしまいました。

我々は裁判所に呼ばれてきていきなり法廷に入りますので、そこをもう少し、最初にどういうところを、そのタイミングでもうちよっとなんとか時間を使って我々に対して説明をしていただきたかったなと思います。それだけでも、その後の評議にせよ、我々はもっと具体的なイメージを持って、どこを気にすればいいのかなというポイントが見やすかったのではないかなというのを感じました。

【5番】

皆さんもそうだと思いますが、評議の場などで裁判官や他の裁判員の方と話す機会がありますが、検察官の方と弁護人の方と話す機会というのはなかったもので、逆に検察官の方や弁護人の方がどの程度のマンパワーをかけて担当事件について調べていたり、資料を作りこむこととかをやられているのかなというのは知りたいと思いました。

【司会者】

ではそのお話を伺った上で、またコメントをお願いします。

検察官はどんな感じで書いていますか。手短にお願いします。

【村澤検察官】

検察官は平均どれぐらいかと言いますと、裁判員の裁判に関しては大体10件前後ありまして、それを一人ないしは大変な事件の場合は二人でやっているというところですよ。

先ほど話しましたように、捜査を担当する部署と裁判の立ち会いを担当する部署が分かれているのが千葉の検察庁ということですので、我々、裁判を担当する検察官は裁判だけに力を注ぐことができますので、その10件前後の事件に関して記録を見て、それを分かりやすく整理して裁判に主張を出すための書面を作るということをしています。

【多田検察官】

あと補足させていただくと、事件の規模とかによって検察官はそもそも一人でやるか二人以上でやるかというのがありますし、例えば冒頭陳述であるとか、あるいは捜査報告書の作成に当たっては検察官も検討して、あと検察事務官というのが我々の組織にいますので、一人必ず立ち会いに対応する事務官とかの援助を受けられるということとはございます。

【司会者】

パワーポイントを使ったりとか準備が大変ではないかなと思っているのですけれども、結構時間がかかるのではないですか。

【多田検察官】

結構時間はかかるのですが、裁判員制度が始まってある程度年数もたつて、検察官も検察事務官もある程度蓄積ができていますので、少しずつそういった点も進歩している部分はあるかと思えます。

【司会者】

ありがとうございます。

弁護人はいかがでしょうか。

【島田弁護士】

検察庁は組織として取り組んでいるのですけれども、弁護士はどうしても個人なのです。弁護士会という組織はあったとしても、弁護士というのは個人事業主なので、個人で動いているのが実情です。なので、正直申し上げますと、弁護士によりけりだろうなと思います。

とても熱心で優秀な弁護士もいれば、ちょっとこの人はどうなのだろうなというような方も中にはいたりするので、組織として取り組んでいる検察庁に比べると、その振れ幅というのは大きいかなと思います。

あと国選弁護人となると、裁判員裁判の場合だと弁護士会の方でなるべく二人つけましょうということで、多くの事件で二人国選弁護人がつきます。ただ、どれほど大変な事件でも、それ以上はなかなかつかないというのがあるので、マンパワー的には検察庁だと検察事務官さんもいたり、いろいろバックアップがあったりするかもしれないけれども、弁護士の場合だとなかなかそうはいかない。

あと、弁護士の実情としては、裁判員裁判だけで生活をしていくということはなかなかできない。弁護士は裁判員裁判については国から報酬は出るのですけれども、それだけで自分の生活をしていくことができないので、その他の民事の事件とかもやったりしなければいけない人も多くいます。

そうすると、裁判員裁判だと例えば丸々1週間、大変な事件だともっと長い間、拘束されるということになると、その分他の仕事を少し削ってやったりしなければいけない大変さというところもあります。

そういったところもあるので、どこまで時間を割いてできるかということになると、その人の能力、熱意いかなのかなというところがあります。

ただ弁護士会として、下の方のレベルと言うとちょっと語弊があるのですけれども、よくない弁護活動というのはちゃんと見ていって、それをなるべく底上げをするようにということで会として取り組みはしているところではあります。

【松田弁護士】

今、言ったこととほぼ同じですけれども、弁護士会としてはどの弁護士がついたとしてもきちっと弁護するという方針はとってはおりますけれども、先ほど出たとおり弁護士会と弁護士との関係はやはり個人事業主の集まりという面がどうしてもございますので、その限界は、検察庁とは違う面はあるかとは思いますが。

検察官は基本的に刑事事件しか担当されないと思うのですがけれども、弁護士は刑事事件しかやりませんという弁護士は、千葉でもほとんどいないという現状でございます。

あとは公判でも時間をとられるというのはもちろんなのですが、公判の準備までに被告人が、裁判員裁判ですと保釈というのがされない限りは捕まっている状態の人が多いたと思うのです。

そういう中で、捕まっている場所に弁護人自らが会いに行き打ち合わせをする点でもマンパワーから見るとなかなか大変なのかなというのが正直な感想でございます。

【司会者】

検察庁、弁護士会の体質を今お話ししていただきましたけれども、それを踏まえて冒頭陳述について、5番の方、何かつけ足しでおっしゃられることがあったら、お願いします。

【5番】

冒頭陳述は全部理解できたかということそうではないのですが、その後、終わった後に、裁判長の方と裁判官の方が評議の場所でホワイトボードで詳しく説明していただいて、理解はできました。

【司会者】

冒頭陳述が終わった後、最初の休憩時間になったときに、裁判官によっては検察官の冒頭陳述というのはこのあたりがポイントですねとか、弁護人の冒頭陳述は今回、こういうところを言っていましたねみたいのをおさらいした上で、これから始

まる証拠調べに臨みましょうと言って、冒頭陳述を踏まえてこれから立証されるところを再確認するような裁判官もいると思います。

それでは、今度は証拠調べについて入らせていただきます。証拠調べは書面の証拠調べと、人から話を聞く証人尋問と、大きく分けて二つあったと思います。

最初に冒頭陳述などが終わって、まず検察官の方から書証の取調べというのが行われることが多いのではないかと思います。皆様が経験された裁判でも大体そういう感じでしたでしょうか。

その後、場合によってはすぐに弁護側の書証の取調べというのがあるときもありますし、あるいはそれがなく、今度は検察官請求の証人の取調べということがあると思います。

まず書面の取調べ、これは検察官の書面の取調べでも結構ですし、弁護人から提出されている書面の取調べについても結構ですけれども、まず書面の取調べに限って見ていった場合に、その内容がよく理解できたかどうか、そのあたりも含めて書面の取調べについて何か御参考になるようなことをお示しいただきたいと思います。

4番の方、お願いします。

【4番】

書面の取調べで、電話やLINEの内容とかが全部出てきたのですけれども、その中で麻薬を持っているかどうかについての認識のところ、検察官が旅行の日程が1日と短いのではないかとということの問題にしてきたのですが、我々にすると旅行するのは何日旅行しても、それは憲法が規定する自由に反しないわけだから、検察官の言わんとしている問題の所在自体がよく理解できなかったところです。

【司会者】

普通の旅行者ではないということと言いたかったのではないかと。

【4番】

言いたいのだろうけれども、こちらは何日旅行してもそんなものは本人の自由だ

と思っていますから、その問題の所在をもうちょっとはっきり、こういうことが問題になっているのですよということを言っていた方がよかったと思います。

【司会者】

そうすると、書面でLINEの内容とか電話の内容は書証で出たわけですね。出ただけけれども、日程が短いということを検察官は問題にしているようだけれども、一体何でそれを問題にするのかがよく分からなかったということで、もうちょっとそのあたりは、メリハリをつけて分かるようにやってほしいということですね。

【4番】

そうです。何でそれが問題になっているのかということをもうちょっと深く言ってほしいのです。

【司会者】

ありがとうございました。

他に、皆さん書面の取調べについて、どなたか御意見はありますか。

8番の方、お願いします。

【8番】

事実関係の中で、被害者側の訴えていることと、被告人が言っているところの違いが幾つかあったのですけれども、その違いを検察側は、被告人はこう言っていますけれども、の一言で終わっているのです、その辺をもうちょっと違いがここだと、あくまでも検察側ですから被害者側の訴えが中心になるのは分かるのですけれども、その違いをもうちょっと言ってもらえれば分かりやすいかなと思いました。

【司会者】

書面を単に読まれただけでは、問題の所在もわかりにくいというような御意見が多いのですが、他にどなたかいかがでしょうか。

7番の方、お願いします。

【7番】

私が担当させていただいた事件の供述調書の取調べのところ、弁護人から事実

関係を争うとした部分はここですという説明があったのですけれども、これはいろいろな戦略があるのかもしれませんが、何で争うのかなという背景がその段階ではよく分からなかったもので、そこで御説明いただけると、もうちょっとそういうところに気をつけてこの後の証人尋問とかの心構えができたかなと思いました。

【司会者】

それでは、証拠調べのうちの人から話を聞くという証人尋問について御意見を伺います。聞き方が下手だとか、心証が全然とれなかったとか、こんな証人はいらなかったのではないかとか、いろいろあろうかと思います。どなたでも結構です、どんなことでも結構ですので、証人尋問について何かお話がありましたらお聞かせいただければと思います。

【8番】

証人の方も書証と同じことが言えるのですけれども、特に弁護士からの質問の趣旨が分からないというのが結構ありました。

検察官に関して言えば、被告人が否認していることに関して、室内に指紋が残っていたというので、その指紋についてどうやって採取して、どうやって鑑定したとか、採取するときに誰がどう指揮したというような警察官への証人尋問があったのです。

なぜそれをやるのだということを法廷の場で、こういうことだからこういう証人に質問しますという説明を受けてました。

ところが弁護士に関しては、反対尋問が何の趣旨で言っているのかが全然分からないので、我々は全く理解できず、被告人に有利なことも引き出せていないなと感じました。それ以外のことに関しても、被告人と弁護士は打ち合わせをしているだろうから、Aと言えばBと答えるという打ち合わせができているにしても、そのAが我々にはわからないとBという答えが正しいのかどうなのかとか、その辺も全然判断できない。その辺が証人尋問のことに関しては一番問題になったのかなと思いました。

それから、我々の事件の中で被告人本人への質問というのが一番最後ではなかったのですよ。これは証人のスケジュールの都合もあったと思うので、しようがないのですけれども、結局先に被告人質問をして、最後の方にまた別の方の証人が出ると、被告人に対しての質問の機会がなくなってしまうので、その辺の順番をスケジュールがあるにしろ、何とかやりくりしてほしいなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

他に証人尋問について何か御意見がある方はおられますか。

【1番】

証人尋問は被害者、被害者の妻、被害者の父と3人が出てきたのですが、皆さん声が小さくて非常に聞き取りづらかったです。裁判長も注意なさったりしていましたが、事件が事件なので大きい声でお話しできなかつたという部分もあるのでしょうかけれども、何かもう少し工夫する必要があるのではないかと思います。証人席にはマイクはあるのですよね。

【司会者】

あるのですが、あれは拡声器ではなくて録音のマイクですね。

【1番】

あのマイクからそれぞれの裁判員の席にスピーカーがあるような装置というのが必要ではないかというぐらい思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

8番の方、お願いします。

【8番】

今の話に付随してなのですけれども、我々のときは検察官が質問すると証人は検察官の方を向いてしゃべってしまうので、検察官は聞こえるけれども反対側が聞こえないというのがあるので、そこも工夫が何か必要かなと思います。

裁判長や検察官が前を向いてしゃべってくださいと、注意されていましたが、これは証人とかが初めてでみんな緊張してしまうからしょうがないのかもしれないですけれども、逆にそういうのはもっと事前に、必ず前を向いてしゃべってくださいとかという裁判所から案内するのが必要なのかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

どうしても質問された方へ顔を向けて答えてしまうというのが、しかも初めて法廷へ来た人というのはそういうところはあるので、なるべく前を向いてというのは裁判所の方も注意しているのではないかと思います。

ありがとうございました。

【7番】

私たちの事件のときは、採取された指紋の証拠力を争うというのがあったのですが、ドラマとかで指紋が出たとかというのをよく見ているものと実態が違うというようなことを非常に丁寧に本当にゼロから説明をしていただけるような進行がなされていたので、非常によかったなと思います。

あと、これはいろいろ難しい問題があると思うのですが、いろいろな方がいろいろなお話をされるので、いろいろな情報が入ってくるのですね。そうすると、何が抜けているのか、どんな違いがあるのかというのはなかなかリアルタイムで見えないのです。それで、一生懸命それぞれの人が自分でメモをとって、それをみんな意見交換するときに話をするというのをやるのですけれども、それを基にもうちょっと視覚化、可視化できないかなというのを思いました。

非常に安直なことを申し上げますけれども、例えば誰かがエクセルを打ってそれを表示して行って、今、誰がこう言ったとかというのが何かポイントだけでもあると、あるいは若干時差があっても構わないので、そういうものが見えると、自分のメモとの突き合わせという中でよりクリアに理解できるのかなと思いました。

あれを漏らしたせいで、ひょっとしたら自分は違った結論に持って行ってしまった

かもということをおもいたくなかったので、できるだけ、そこで御発言されたこととか出てきたものについては可視化して見られるように、レビューできるような工夫をしていただけたらなと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

4番の方、お願いします。

【4番】

税関の人を呼んで証人尋問をしたのですが。弁護人が、あなたは白髪が何本だったか覚えていますかとか言って、非常に記憶の曖昧さを追及するような質問をします。それはそうかもしれないけれども、もしこういうことが何回も起こるのであれば、全部ビデオか何かで撮っておいて状況が分かるようにしておいた方がいいのではないかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、証拠調べについては以上で、今度は論告、弁論についてお話を伺わせていただきます。

御承知のとおり、証拠調べの結果を踏まえて検察官がまとめの意見を述べるといのが論告、証拠調べの結果に基づいて弁護人としての意見を述べるのが弁論ということで、締めくくりの部分ということになってきます。これがその後に行われる評議で実際に役に立ったのかどうか、そのあたりを特に検察官、弁護人は非常に気にされているところではないかと思えます。

そのあたりの論告、弁論について、御感想を聞かせていただければと思いますが、どなたかいかがですか。

【3番】

私が扱った事件は検察官の求刑が10年で、弁護人は無罪を主張したのですが、その無罪に持っていくまでの説明というか、納得させる材料が一切見受けられない

のに、最初から無罪と言われてしまうと、あなた方が弁護する価値はあるのですかということになるのです。

減刑してほしいという段取りで話を持ってきて、そこで聞いて納得できるような話なら減刑というのもあり得るのだろうけれども、最初から無罪を主張して、医者の精神鑑定にも否定みたいな発言で持ってこられると、裁判員としては納得しようがないし、弁護人の話を聞いても、聞く必要がないのかという感じが自分では出てしまったのです。

【司会者】

証拠に基づいての説明が、弁護人の方が薄かったということですね。

ありがとうございました。

8番の方、お願いします。

【8番】

強姦致傷について、1週間程度の傷だから大したことないから減刑すべきという弁護人の発言があったのです。

強姦致傷の場合は傷だけではなくて、いわゆる女性の精神的な部分を全く考えていない発言に聞こえたので、そういう発言をするのはどうなのかなと。弁護側からしたら、自分にとっては有利な材料として、1週間だからと言っているのですけれども、心証としては逆にマイナスになっているのではないかなという感じがしました。

いわゆる傷の程度だけで、心とかそういうものを全く考えないのかどうかということをちょっと思いました。

【司会者】

そのあたりはやはり誤解を招かないような発言をしないといけないと言ってもらいでしょうね。ありがとうございました。

【1番】

私が担当した事件は殺人未遂事件で、検察官は情状酌量の余地があるので懲役7

年と軽くしましたというような表現で殺人未遂事件の求刑をしましたが、裁判長の方が量刑グラフを基にそういう理由で懲役7年というのは殺人未遂事件では軽くない、普通だということをおっしゃいました。

要するに、検察官の言っている配慮しましたということと求めた刑が合っていないということを評議の一番最初にばんと知らされたので、検察官の方の求刑は全く評議の中には重要視されなかったという状態だったというふうに記憶しています。

【司会者】

他にはどなたかおられますか。

では7番の方、お願いします。

【7番】

最後に論告と弁論のところでようやく弁護人の方からはまとまった見解というか意見が出されましたが、これをもっと早目に出していただければよかったなど単純に思いました。

もちろん非常に難しいと思うのですが、そこでの準備がその段階ではできているものを、もうちょっと早くその骨組みだけでもあればよかったなと思いました。

最後は、もちろん評議においては双方のものが非常に役に立ちました。

【司会者】

審理の途中で弁護人が持っていきたい方向というか、そのあたりがちょっと見えなかったという感じですか。

【7番】

はい。

【司会者】

最後の弁論ではわかったのだけれどもというところですね。ありがとうございました。

それでは、検察官から何か裁判員の方に、論告についてこういう点をちょっとお

聞きしたいなというところはございますか。

【村澤検察官】

検察官が言ったことで、それは言い過ぎではないかと思ったことはありましたでしょうか。あるいは、もっと厳しいことを言ってもいいのではないかとか、もしそういったことがあればお伺いしたいと思います。

【7番】

いろいろ資料の御提示をいただいて非常に分かりやすかったのですが、それに加えて口頭でお話しされたもの、あるいは口調だったりというのが、私からすると一般人の感情に近い、どれだけひどいことをしたのだというようなことをよりストレートに表現をされていたと思います。

弁護人は弁護をしなければいけないので、同じ立場ではないですから難しさがあると思いますが、あまりに淡々と言わざるを得ない部分というのがあったと思うのですけれども、検察官の方は特に口頭でのお話の方に少しシンパシーを感じたところでは、いろいろなお立場があると思いますけれども、やはりストレートに表現されていいのではないかなと思いました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、今度は弁護人からの立場で何か弁論について、こういうところを裁判員の方にお聞きしたいということがございましたらお願いします。

【島田弁護士】

先ほど冒頭陳述でフォーマットが双方違い過ぎたという話があったと思いますが、論告と弁論ではどうだったでしょうか。

あと、論告と弁論の内容で、検察官は言っていることが分かったけれども、弁護人はちょっと何を言っているのだろうかというところがあったとか、差があったのかどうかとか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

【1番】

先ほど冒頭陳述のときにフォーマットの話をしました。論告と弁論のときにはあまり差を感じませんでした。

【司会者】

他にどなたか、弁論について御意見ありますか。

【7番】

論告弁論はパワーポイントとワードという違いはありましたけれども、必要なことは全部ちゃんと強調されていたりしたので、弁護人の書面も十分分かりやすかったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、今度は裁判所側の方ですね。裁判官の説明で何か役に立った、あるいは逆に裁判官の説明は分かりにくかったというようなところ、あるいは審理全般について、更にこういうところをこうしたらもっといいのではないかというようなところなど、お気づきになられたところがありましたらお聞かせいただきたいと思います。何かございますでしょうか。

【8番】

審理全般でいうと証拠の何号の何はどうしますか、取り下げますというやりとりがありました。我々は見えていないので、どんなものがある、どうなのだというのが分からないので、その説明は欲しかったです。

なぜ要らないのかとか、その辺が分からないと、極端なことを言うと、隠したのかなとか、そういうふうにもとられかねないと思いました。

ほとんど裁判長から聞かれて検察側が取り下げますとか、弁護側が取り下げますみたいなことを言っていたので、我々は蚊帳の外ということがあったので、その辺は改善してほしいなと思いました。

【4番】

評議のときに順番に意見を聞いて回ってくるのです。そのときに1番最初に言う

人が一番苦勞するのです。裁判官の方よりもそんなに頭がよくないですから、頭の中に前のことが残ってしまっていて、すぐに切り替わらなくて、最初に何を話題にしているのかということが分からないので、一番最初の人が一番大変だと思いました。

【米裁判官】

裁判所の方からも是非お伺いしたいことがあるのですけれども、責任能力ですとか薬物密輸の認識、故意とか、そういった法律概念のところも争点だったかと思うのですけれども、そういった法律概念について裁判所からどのタイミングでどういふふうの説明があったか、また、その説明が分かりやすかったかどうか、そういったあたりの御意見をお伺いできればと思います。

【4番】

裁判官の方から一番最初の段階で、裁判を始める前にどういう法律が問題になっていて、何が論点かという説明がありました。内心が問題になるという説明もありましたので、そこは分かりました。

【米裁判官】

ありがとうございます。

【3番】

一番最初に言いましたけれども、飲酒運転の事故で、酩酊状態とか泥酔状態だったという鑑定医の先生の話があって、弁護人の話を聞いていると、それは酩酊以上になっているから無罪という根拠を持っていったのでしょうけれども、どういう根拠だったか分からないけれども、そこに持っていこうという理屈というか、裁判員を納得させるだけの状況ではなかったのです。

どの状態で車の運転ができなくなるという境界をどこにして、それ以上過ぎてしまふと無罪の可能性もあるが、そこまで行っているのなら車は運転できないだろうみたいなところで悩みました。

評議の中で、一番最初に発言する裁判員がいて、そうするとそれに同調するでは

ないけれども、この意見に乗っからなければいけないかなみたいな雰囲気が出てしまうと、一番問題だなと思ったので、そのときには、やはり一方的な流れではなくて、また違う面からも話を見つめ直さないと極論に走ってしまうみたいなところが出てしまうので、できれば裁判官に、評議の最中でも、みんなが冷静になるように、話を継続ではなくて休憩を入れてもらいたいと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

では、審理全般について工夫したりするところ、あるいは裁判官の説明で分かりにくかったようなところとか、何かございますでしょうか。

【5番】

私の担当させていただいた覚せい剤の事件では、まず最初に検察官の方の求刑があって、当然私は法律の勉強等を全然していませんので、そういうものなのかというのを感じまして、弁護人の方も量刑についての意見をおっしゃられましたが、評議室に戻ってきて、裁判長、裁判官の方々と評議を始めるに当たって、量刑グラフを見せていただきまして、今回の覚せい剤の量からすると、大体これぐらいの量刑だと、あとは、本人がやらされたのか自分から率先してやったのかとか、今後の更生が見受けられるか見受けられないかとか、そういったものが量刑を決める上での評議の一番のポイントだったのかなと思いました。

私の場合は、皆さんもそうだったと思うのですが、大体の指標が出ているので、それから重くするか軽くするかということだったので、逆に前例のない事件とかだと何を指標にしてやればいいのか分からないので大変だなと思いました。

【司会者】

グラフを評議の初めの方に御覧になられたのでしょうか。

【5番】

どのタイミングで見たかというのは、結構初めの方だったと思います。

【司会者】

それを一つの基準として考えてから決めたということですね。

【5番】

それがいいのか悪いのかというのは、ちょっとここでは分からないですけども、グラフを参考にしてみんなで評議していきました。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、8番の方どうぞ。

【8番】

直接裁判云々とは関係ないかもしれないんですけども、一番最後に裁判費用の負担についてということがあったのですけれども、この事件で被告人は親に用意してもらったのですけれども、相当額の示談金を用意しているのですよ。当然被害者は受け取っていないのですが。本人自体には財務能力といいますか、そういうのは少ないというのは分かっているのですけれども、それを準備されているにもかかわらず全部訴訟費用を税金で賄おうというのはどうなのかなと思いました。その考え方を教えてもらいたいです。

被告人自体に財務能力がなく、示談金は親が用意したので、訴訟費用は国から払いますという裁判長の判断なら、そうなのかなと思うのですけれども、一貫して何でもかんでも国選弁護人だったら全部国が払うみたいなシステムになっていること自体が、本人の準備できるというものに対してどう判断するかという基準が我々に示されていないので、そこが最後に引っかかるところだったのです。

審理どうのこうのは、ある程度納得してできたのでいいのですけれども、最後にそこだけはちょっと引っかかるというか。

【司会者】

訴訟費用を被告人に負担させるのか、あるいは負担させないのかというのも裁判員裁判の判決を考えるときは検討する内容で、8番さんの事件の場合どの程度そこを評議されたかちょっとわかりませんが、その辺は個々の評議の中身に入っ

ていってしまいますのであれですけども、評議の中でそのあたりを十分に検討するということはされるべきなのです。

【8番】

正直言って雰囲気を見ると、長さはわかりませんが、私の感覚としては十分とは言えなかったのではないかなど。質問をしましたが、それに対しての詳しい答弁があったかなというか、納得できる答弁があったかなというのだけはちょっと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは、最後にこれから裁判員や補充裁判員、あるいは候補者となられる方に対して先輩として裁判員や補充裁判員を経験された達成感あるいは負担感などを踏まえて、これから裁判員や補充裁判員、候補者になられる方へ何かお伝えしたいことがあればお聞かせいただきたいと思います。

【8番】

私たちがそうでしたけれども、とにかくまず中に入れてみてということだけですね。最初から食わず嫌いではなくて、やってみればそうかと自分のためになりました。ためになるというのは、裁判を経験したというのもそうなのですが、我々の場合は6人と補充を入れて8人でいろいろな考え方とか見方をして、そうなのかと、自分だけの一方的な考えだけではなくて幅を広げられるということなので、その辺は非常に勉強になりました。この年になってもやはり勉強になったなと思っているので、恐れずに入って頑張ってくださいというぐらいですね。

【7番】

負担感につきましては、もちろん会社を休まなければいけないですが幸い給料の補填もあったし、家庭の方でも頑張ってくれてきてと言われたので、積極的にきちんと使命感を持ってやろうと思いました。

途中で自分の中での情報の整理とかというところで、何を質問したかも冷や汗を

かきながら必死に、あれほど頭を使ったのはサラリーマンになってからでも過去にあったかなというぐらい頭を使ってやりましたので、成果という意味では本当にやりきったなと思っております。

これからの方につきましては、とにかく皆さんどんどん参加していただきたいと思いますと思うのです。

あとはどんな小さなことでも、こんなつまらないことを聞いていいのかなとか思わずに、全部口にして言っていただきたいと思います。本当に私自身も評議の中ではこんなことを考えるのだとか、こんな見方をするのだとか、そこを気にするのねと思ったことはたくさんありましたので、それはそれぞれにやっていただきたいと思います。

あと、私は実際に妻がいますけれども、妻がもし選ばれたらどうなるだろうとちょっと考えてみました。例えば、まだ小さいお子さんがいる場合は保育施設に預けてというようなことができるのですけれども、もうちょっと大きくなって塾だったり習い事だったりということをやっていると、どこかに預けたから行きますというわけにはなかなかいかないと思います。

例えば、夫である私が堂々と会社を休んで、代わりをやるから行ってきなさいと背中を押すこともできるようになると思うので、是非、労基法のところでそういった流れになればいいなと思います。

あと最後に、これはメッセージからは外れてしまうかもしれないのですが、ちょうど改正刑法もスタートしたということで、性犯罪についてもより重くなったということなのですが、やはりこれは運用次第なのだろうと思うのです。どんなになっても、先ほどもお話にありましたけれども、量刑グラフとかああいうものからずっとそれだけでいくと何も変わらないのかなという気も若干半分ぐらい思ったりしてしまっていて、特に性犯罪などについては回復不可能な傷を負われていいますので、そういう中でどのぐらいその処罰感情というのを酌んであげるのか、あるいは更生プログラムをやっているからそれを拾えばいいのか、そういったところを

より一つ一つの事件の中で真剣に考えていただきたいなと思いました。

【5番】

これから裁判員になる方へのメッセージということなのですが、私自身、最初この候補者に選ばれたというはがきが来たときに、仕事をしていますので、どうやったらこれを辞退できるのだろうといろいろ読んでみても見当たらないのです。それで、よし、やろうと決めて、結果的には自分の大変貴重な経験をさせていただいて、是非やっていただきたいなというのは率直に思いました。

【4番】

テレビを見ていると、何でこういう量刑が出るのかなと思う裁判というのがありますが、実際に裁判員になって、評議の中で、ちゃんとグラフを使って量刑を検討したので、勉強になりました。裁判官というのはそこまでやっているんだなと実感しました。

是非国民の皆さんには裁判員になっていただきたいと思っています。

【3番】

裁判員に選ばれたら、是非とも皆さん出てきてもらいたいと思います。それで、出てきたからには、他の裁判員の方に影響を受けずに自分の考えを素直に話していただきたいと思います。

【1番】

評議のそれぞれのポイントで、裁判長の方は全員に柔軟に意見を引き出すようにしていただきました。裁判員は自分の意見を自由に言えたと思っています。自分としても非常に勉強になりました。貴重な体験ができたと思いました。ありがとうございました。

【司会者】

本日はお忙しいところをお集まりいただき、また、貴重な御意見を賜りました。

法曹三者は、本日賜りました意見をもとに、更によりよい裁判員裁判の実現に向けて努力してまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。